

「みんなが主役 省エネでつくる環境のまち」
実践にご協力ください～その⑩～

市民部環境対策課 ☎0854-40-1033

★省エネ洗濯 夏といえば、洗濯の季節。洗濯でも省エネができます。まとめ洗いで洗濯回数を少なくすれば…
年間で電気料が約3,950円節約できます
(CO₂も約3.3kg削減に)

※定格容量（洗濯・脱水容量：6kg）の4割を入れて洗う場合と、8割を入れて洗う場合の比較

お風呂の残り湯を使えば節水にもつながり、環境にやさしい洗濯となります。
ちょっとした心がけで節約もできる省エネを実践しましょう。



定期巡回児童相談

健康推進課

☎0854-40-1046

お気軽にご相談ください。

【日時】

8月22日（水）

午前10時～午後4時

（受付は午後3時まで）

【場所】

三刀屋健康福祉センター

【申し込み】

出雲児童相談所

☎0853-21-0007

健康推進課

☎0854-40-1046

母子・父子家庭等への
助成制度について

子育て支援課

☎0854-40-1044

【児童扶養手当】

父母の離婚などにより父親と生計をともにしていない児童の母、または父が身体などに重度の障害がある児童の母あるいは母にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆手当を受けることができる次の条件に当てはまる18歳方

に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している母、または母にかわってその児童を養育している方が受給できます。

父が婚姻を解消した児童

父が死亡した児童

父が重度の障害にある児童

他にもいくつかの条件があります。詳しくはお問い合わせください。

◆手当の額

前年の所得に応じ、月額41,720円から9,850円までの10円きざみの額。児童2人のとき、月額5,000円加算。3人目から児童1人増すごとに、月額3,000円加算。

前年の所得（年間の収入金額から給与と所得控除などを控除した額）が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

手当を受けている方へ

◆こんな時には届け出を

婚姻した場合（届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるときを含みます。）

公的年金を受けることができるようになった場合

児童の父と同居するようにな

なった場合

◆児童扶養手当「現況届」について

8月は、児童扶養手当「現況届」提出月です。児童扶養手当の受給者の方（所得超過のため支給停止となっている方も含む）は、今後1年間の受給資格を審査するため年1回の現況届を提出することが法律で義務付けられています。

この届がないと12月期からの手当が受けられませんので、ご注意ください。

なお、現在手当の認定を受けている方へは、別途届出を送付しますので、必要とされる書類を添えて提出してください。

【父子児童扶養手当】

母と生計を同じくしていない児童について、心身の健やかな成長を願って支給される手当です。

◆手当を受けることができる

次の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童を監護している父、または父にかわってその児童を養育している方が受給できます。

母が婚姻を解消した児童

母が死亡した児童

母の生死が明らかでない児童

ただし、児童が本市に住所を有しないとき、里親に委託されているとき、父が再び婚姻し、生計を一にしたときは支給されません。

◆手当の額

月を単位として該当児童1人当たり5,000円です。

毎年4月、8月及び12月の3期にそれぞれの支給月の前月までの分を支給します。前年の所得（年間の収入金額から給与と所得控除などを控除した額）が一定額以上であるときは、手当は支給されません。

◆現況届が必要

毎年7月には現況届の提出が必要です。

【その他】

◆手当の支給

手当は、手続きされた月の翌月から支給され、4月・8月・12月期に、支給月の前月分までの手当が口座に振り込まれます。

◆手続きの方法

各健康福祉センターまたは市役所子育て支援課で請求の手続きをしてください。

母子家庭を対象に
ホームヘルパー2級養成講習会を開催

子育て支援課

☎0854-40-1044

（財）島根県母子会連合会と雲南地域内母子会は、母子家庭の母、寡婦を対象とした訪問介護員（ホームヘルパー）2級課程の講習会を開催します。

【実施期間】

9月3日（月）

10月29日（月）

【実施場所】

サンワーク木次

（おろち湯つたり館隣り）

【受講料】

テキスト代、保険料として

8,000円が必要です。

【申し込み締め切り】

8月25日（土）必着

【その他】

講習日程やカリキュラムの詳細は、市役所子育て支援課や各健康福祉センターに置いてあるパンフレットをご覧ください。

【申し込み・問い合わせ】

子育て支援課

☎0854-40-1044

財団法人島根県母子会連合会

☎0852-32-5920

☎0852-32-5920

人権啓発フェスティバル
『ヒューマンフェスタ 2007』開催

雲南市人権センター ☎0854-42-1767

次のとおり人権啓発フェスティバル『ヒューマンフェスタ2007』を開催しますので、お誘いあわせご来場ください。

【日時】10月20日（土） 10:00～16:00

【会場】三刀屋文化体育館アスパル（三刀屋町古城）

【主な内容】

- 人権啓発講演会
講師：北朝鮮による拉致被害者家族連絡会 副代表 蓮池 透 氏
- 体験コーナー、ワークショップ
- キャラクターショー、物販、フリーマーケットなど

※詳細は、9月下旬に配布するチラシをご覧ください。

【問い合わせ】

島根県人権啓発推進センター ☎0852-22-6476
雲南市人権センター ☎0854-42-1767

特別障害者手当等の所得状況届について

長寿障害福祉課

☎0854-40-1042

特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給されている方は、8月11日から9月10日の間に、「所得状況届」を提出してください。

この届は、引き続き手当等を受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。対象の方へは案内を送付します。8月1日時点における状況を記載して、期限までに手続きを行ってください。

手続きを行わない場合は、手当を受給することができなくなります。

今月の税金

- 国民健康保険料（第5期分）
- 固定資産税（第2期分）

納期限は
8月31日（金）

広告枠

広告枠